

令和8年度「パラスポーツ推進プロジェクト（地域における障害のあるこども・若者の運動・スポーツ活動環境の整備支援事業）」公募要領

1 事業名

パラスポーツ推進プロジェクト（地域における障害のあるこども・若者の運動・スポーツ活動環境の整備支援事業）

2 事業の趣旨及び目的

地域における障害のあるこどもや若者がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、地方公共団体等が地域の多様な組織・団体と連携し、①特別支援学校を拠点とするクラブチーム、②総合型地域スポーツクラブ、③社会福祉施設、④放課後等デイサービス等に運動・スポーツ活動ができる環境を整備し、地域における障害のあるこどもや若者本人の希望に合わせた運動・スポーツ活動への参加や継続ができるモデルを構築する。

3 事業の内容

受託者は、上記目的の達成に向けて、以下の事業を実施するものとする。なお、本要領に定めのない事項については、スポーツ庁と協議の上で決定すること。

(1) 調査

受託者は、対象者の実態やニーズに即した事業実施に取り組むため、本事業実施の対象者における運動・スポーツ活動の実施状況やニーズを調査する。なお、過去3年の間に、同趣旨の調査を実施している場合は、当該調査の結果のうち該当する部分の概要や、当該調査の結果が公表されているHPのURLを企画提案書に盛り込むこと。

(2) 会議等の開催

受託者は、スポーツ・教育・医療・社会福祉等、パラスポーツに関わる者で構成される会議等を開催し、以下のア、イの内容について整理すること。整理した内容は成果報告書に記載しスポーツ庁へ報告すること。なお、企画提案書中に有識者委員の候補について記載する場合は、想定する委員候補の具体的な専門分野等の記載のみにとどめ、具体的な委員候補の所属・役職や氏名の記載はしないこと。

ア 事業を実施するに当たっての課題や、地域における障害のあるこども・若者の運動・スポーツ活動環境の整備に係る活動の場を持続的に運用していくための課題（移動手段の確保や困窮世帯への支援等経済的負担の在り方を含む）

イ 本事業で実施した施策の効果検証及び自走化へ向けた検討

(3) 事業の企画立案

受託者は、域内の障害のあるこどもや若者が身近な場所で運動・スポーツ活動を実施可能な環境を整備する事業を企画立案する。なお、本事業の対象は障害のあるこどもや若者のみが参加する取組に限らず、障害の有無や年齢にかかわらず、ともに運動・スポーツ活動を実施する取組も含むことを可能とする。

(4) 地域における障害のあるこども・若者の運動・スポーツ活動環境の整備

受託者は、①特別支援学校を拠点として活動するスポーツクラブ、②地域で活動する総合型地域スポーツクラブ、③定期的に障害特性に合わせた運動・レクリエーションを実施している社会福祉施設、④放課後等デイサービス等に運動・スポーツ活動が実施できる環境を整備するとともに、関係者との連絡体制を構築する。

なお、社会福祉施設や放課後等デイサービス事業所等において活動の場を整備する場合は、管轄の都道府県及び市区町村と協議の上、当該施設の本来業務に支障のない範囲で実施できるようにすること。

(5) 事業の実施

受託者は、(1)～(4)に基づき事業を実施すること。

(6) 事業報告会への出席及び報告

地域ブロック単位で実施される会議及びスポーツ庁が指定する会議等において事業の内容を発表すること。なお、地域ブロック単位で実施される会議がない場合、スポーツ庁へ相談すること。

(7) 委託事業成果報告書の作成

(1)～(6)の業務により得られた成果(冊子、資料集等を含む。)を基に、事業の概要及び他の地方公共団体等の参考となるポイントを記載した報告書を取りまとめ、内容についてスポーツ庁と事前協議を実施した上で、印刷物2部をスポーツ庁に提出すること。併せて、事業の概要、報告書及び事業関連資料一式(会議等における配布資料及び議事録、事業の広報資料等)のドキュメントデータ(Microsoft Word、同Excel、同PowerPointで読み取り可能な形式又はPDF形式)を提出すること。なお、事業の概要及び報告書については、原則としてスポーツ庁ホームページに掲載する予定であることを留意すること。

4 委託先

地方公共団体又は法人格を有する団体

※ 複数が連携した提案も可能である。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 委託期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約を締結した日～令和9年3月12日(金)

事業規模：1件当たり4,500千円(税込)を上限とする。

採択件数：8件(予定)(予算の範囲内において、技術審査委員会で採択件数を決定する。)

7 選定方法等

(1) 選定方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、提出された企画提案書等について書類審査を実施し、必要に応じてヒアリングを行う。また、スポーツ庁から申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

(2) 審査基準

審査基準（別紙1）のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、原則として、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

8 公募説明会の開催

開催日時：令和8年1月29日（木）11時00分

開催場所：オンライン開催

説明会参加にあたっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に、E-mailにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上申請すること（申請締切：令和8年1月28日17時00分）。なお、登録時に入力する氏名、所属、役職、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。

なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

（事前登録先）

E-mail : kensport@mext.go.jp

※件名または本文に、本公募事業の説明会への参加希望であることを明記すること。

9 参加表明書の提出

本企画競争においては、参加表明書の提出は要しない。

10 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 誓約書（詳細は「11. 誓約書の提出等」のとおり）

ウ 申請団体の財務状況に関する書類等、審査基準「IV 評価項目」の「1. 事業実施主体に関する評価」の各項目の評価に資する書類（地方公共団体は提出不要）

エ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

※企画提案書（参考見積書を含む）については事業規模の範囲内で提出すること

(2) 提出先及び公募に関する問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号中央合同庁舎第7号館

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室（東館13階）

TEL : 03-5253-4111（内線：3938）（担当：五町）

e-mail : kensport@mext. go. jp

(3) 提出方法

(1) の提出書類の電子データ (PDF 形式) を電子メールにて、(2) に示す提出先のメールアドレスまで提出すること (押印不要)。メールの件名は「【団体名】令和8年度「パラスポーツ推進プロジェクト (地域における障害のあるこども・若者の運動・スポーツ活動環境の整備支援事業)」提出書類」とすること。メール提出後は、念のため、その旨を担当まで電話連絡すること。なお、メール送信上の事故 (未達等) について、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出期限

令和8年2月16日(月)15時(必着)

(5) その他

ア 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。

イ 必要に応じて審査期間中に提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

ウ 期限に遅れた企画提案書や期限後の企画提案書の修正、差し替えは受理しない。

11 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙2の誓約書を提出しなければならない。(地方公共団体及び独立行政法人を除く。)

(2) 企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合は、再委託先が地方公共団体又は独立行政法人の場合を除き、再委託先も誓約書を提出すること。

(3) 前2項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

12 障害者差別解消法改正を受けた対応について

本企画競争に参加を希望する者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第5条の規定に基づき、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、必要な環境の整備に努めること。

13 契約の締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に、契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、選定後に受託者から提出される事業計画書等の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

国の契約は、契約書を締結(契約書に契約の当事者双方が押印)したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。また、契約締結以前に契約予定者が要した経費について国は負担しないため、この点について十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

14 スケジュール

- ① 公募開始：令和8年1月23日(金)
- ② 公募締切：令和8年2月16日(月)15時
- ③ 選定：令和8年2月下旬
- ④ 契約締結：令和8年4月以降
- ⑤ 契約期間：契約締結日から令和9年3月12日(金)まで

※ 「13 契約の締結」に記載のとおり、契約締結後でなければ事業に着手できない点に十分留意し、事業開始日に柔軟性を持たせた上で企画提案書を作成すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※ 事業開始日は、契約予定者選定後、スポーツ庁と契約予定者との間の契約条件等の協議、事業計画書の作成及び委託契約締結等の手続完了後の時期となることに留意すること。

15 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、ほか別に定める規定等を遵守すること。また、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示すること。
- (2) 本企画公募は、令和8年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。
- (3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (5) 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。
- (6) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (7) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (8) 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備を行うこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。
〔契約締結にあたり必要となる書類〕
 - ・ 事業計画書（企画提案書の様式を使用すること。）
 - ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
 - ・ 委託事業経費予定額内訳（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規程、見積書、一般管理率算定根拠資料など）
 - ・ 銀行口座情報
- (9) 経費計上及び経費処理の留意事項

本委託事業に係る経費計上及び経費処理に当たっては、委託要項・委託要領等の他、「委託事業の手引き（文部科学省委託事業実施者向け）」（<https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/gpoindex.asp>）によるものとする。

(10) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

(11) この公募は、令和8年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、事業規模やスケジュール等を変更する場合がある。

審査基準

I 契約予定者の選定方法

提案された企画について審査を行い、原則として評価得点の高い提案を行った提案者から順に予算の範囲内で契約予定者を選定する。但し、総合計点の半分に満たない団体については採択しない。

II 審査方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。なお、必要に応じ、全ての提案者を対象としたヒアリングを行う場合がある。また、必要に応じ、スポーツ庁から提案者に対して、提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

III 評価方法

評価は、IVの評価項目についてVの評価基準により実施し、技術審査委員会の各委員が各々評価した合計点数を平均したものを当該提案の評価得点とする。

なお、提案者（地方公共団体を除く）においては、地方公共団体との連携が確認されることが評価実施の前提となり、確認されない場合は評価を行わない。

IV 評価項目

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業遂行可能な人員が確保され、必要な役割分担・管理体制がとられていること。
- (2) スポーツ・教育・医療・社会福祉等、パラスポーツに関わる者による会議等を開催し、本事業における課題の整理や効果検証が実施可能な体制を整備していること。
- (3) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。
- (4) 【加点項目】企業や競技団体と連携するなど、地域資源を活かした構成となっていること。
- (5) 【加点項目】複数の自治体が協働し、実施する構成となっていること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 事業実施対象者における運動・スポーツ活動の実態やニーズをふまえ、事業に反映できる仕組みとなっていること。
- (2) 本事業の実施対象や地域が適切に設定されていること。
- (3) 解決すべき課題が適切かつ具体的に設定されていること。特に、これまで解決方策についての検討が進んでいない新規性のある課題に関する研究を行うこと。
- (4) 課題の解決に向けた適切かつ統合的な目標設定がなされていること。
- (5) 目標達成を図るために必要な評価指標が適切に設定されていること。
- (6) 課題の分析及びその解決に向けた効果的な方策を検討するために、関係者が連携し、機能することが見込まれること。
- (7) 事業の実施結果を適切に評価・検証できる計画となっていること。
- (8) 財政負担の在り方の具体化や連携体制の維持を含む、事業終了後の持続的な形での地域連携・地域移行の実施に向けた具体的方策等の検討がなされていること。
- (9) 実施する事業の内容・スケジュール等が具体的かつ合理的な提案となっていること。
- (10) 妥当な経費が示されていること。
- (11) 【加点項目】積極的に地域のパラスポーツ機能の集約を図るパラスポーツセンター（※）と連携

し、センターの機能を活用した取組となっていること。

(12)【加点点目】社会福祉施設又は放課後等デイサービスと連携した取組となっていること。

※ 公益財団法人日本パラスポーツ協会の登録団体又は準登録団体であるパラスポーツセンターを指す。(詳細は別紙3参照)

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1 「1 事業実施主体に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

十分=3点	普通=2点	不十分=1点
-------	-------	--------

2 「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

大変優れている=5点	優れている=4点	普通=3点
やや劣っている=2点	劣っている=1点	

3 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」のうち、【加点点目】に係る評価基準

加点点目に該当する場合は、項目ごとに1点を加点点する。

4 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

次の認定等の中で該当する最も配点点の高点の区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- | |
|---|
| <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)等</p> <ul style="list-style-type: none">・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=1点・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=1.5点・認定段階3=2点・プラチナえるぼし認定=4点・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))=0.5点 <p>○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none">・プラチナくるみん=5点 |
|---|

- ・くるみん④（令和7年4月1日以降の基準）＝4点
- ・くるみん②③（平成29年4月1日以降～令和7年3月31日までの基準）＝3点
- ・トライくるみん＝3点
- ・くるみん①（平成29年3月31日までの基準）＝2点
- ・行動計画＝1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝2点

○スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」による認定

- ・スポーツエールカンパニー認定＝1点
- ・スポーツエールカンパニー+（プラス）認定＝1.5点
- ・Bronze（ブロンズ）認定＝2点
- ・Bronze+（ブロンズプラス）認定＝2.5点
- ・Silver（シルバー）認定＝2.5点
- ・Silver+（シルバープラス）認定＝3点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は名前とともに生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の名前及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

公益財団法人日本パラスポーツ協会 登録パラスポーツセンター 一覧

No.	名称
1	ふれあいランド岩手
2	群馬県立ふれあいスポーツプラザ
3	群馬県立ゆうあいピック記念温水プール
4	埼玉県障害者交流センター
5	東京都障害者総合スポーツセンター
6	東京都多摩障害者スポーツセンター
7	障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール
8	山梨県立やまなしパラスポーツセンター
9	新潟県障害者交流センター
10	長野県障がい者福祉センター サンアップル
11	名古屋市障害者スポーツセンター
12	滋賀県立障害者福祉センター
13	京都市障害者スポーツセンター
14	京都市障害者教養文化・体育館
15	大阪府立障がい者交流促進センター ファインプラザ大阪
16	大阪府立稲スポーツセンター
17	大阪市長居障がい者スポーツセンター
18	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター
19	堺市立健康福祉プラザ スポーツセンター
20	神戸市立市民福祉スポーツセンター
21	西宮市総合福祉センター
22	兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター ふれあいスポーツ交流館
23	広島県立総合リハビリテーションセンター スポーツ交流センター・おりづる
24	広島市中心身障害者福祉センター
25	鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア
26	下関市パラスポーツセンター
27	かがわ総合リハビリテーション福祉センター
28	高知県立障害者スポーツセンター
29	福岡市立障がい者スポーツセンター さん・さんプラザ
30	北九州市障害者スポーツセンター アレアス
31	鹿児島県障害者自立交流センター